

## 憲法調査会公聴会での意見書

国会議員の委員の先生方おはようございます。

本日は、国民の最高法規の行方にかかわる重大な手続法の公聴会という、大切な場所に出席させていただきましたことを光栄に思います。

私は数年前から地域のお母さん方と女性弁護士さんを囲んで、定期的に憲法の学習会を行ってきました。学習会は、皆様にお配りしました「あたらしい憲法のはなし」（これは昭和22年に文部省が発行し、全国の中学1年生の教科書に使われた教材です）を使って行ってきました。その中で学んだものを元に、今回の法案に照らして自分なりにまとめてみました事を、申し述させていただきます。最初にお断りしておきますが、私はこのような場所に立つのは全く初めてです。上手く皆様に説明ができないかもしれません。その節はどうぞご容赦くださいませ。

さて私の意見は概ね5点です。

### 1、第一に、公聴会の持ち方について意見を申し上げます。

まず、公聴会のことが十分に国民に知らされていないことは問題だと思います。

私は、本日の公聴会の公述人を募集していることを、憲法の学習会仲間からの連絡で、たまたま知りました。この公募のお知らせは衆議院のホームページに出ていましたが、そのことは教えてもらうまで全く知りませんでした。知らせてもらったので応募の機会がありましたが、ほとんどの人は知らないままだと思います。また、衆議院のホームページは、インターネットを使えない人は見ることができません。インターネットを駆使しているものでさえ辿りつけなかったと知人にも言われました。公募していること自体を知らないのですから、パソコンで検索して自分で見つけ出すことは、まず不可能です。

公聴会というのは、広く国民の意見を聞くために開かれるものであるはずなのに、これでは国民が参加するチャンスがほとんどありません。

公聴会なのですから、もっと早めにもっと多くの人に知らせ、広く募集を募るべきではないでしょうか。

また、公聴会のための準備期間が極めて短いことも問題だと思います。

私が、公述人の公募を知ったのは3月26日、応募締め切りが3月30日正午必着で、その6日後の4月5日に公聴会となっていました。これでは、公聴会の日程が迫りすぎていて多くの方は予定が入っています。予定が入っていると応募することができません。

私の周りにも、本日の公聴会に参加したくても用事や仕事が入って予定が動かせず、公述人の応募を諦めた人が大勢います。

そうでなくとも、私たち一般人にとって国会議員の皆様の前で意見を申し上げるには、大変な勇気が必要です。応募するかどうか悩む間もなく応募しないと、締め切りになってしまう現状の応募期間は、短かすぎて非常に問題だと思います。

又この法案は、憲法という私たち国民の日常生活を根底から支える大切なルールのあり方に重大な影響をあたえる手続法案です。ですから、投票権を持つ国民のみならず、私達の子や孫に関わってくる、全ての国民にとって、もの凄く大事な法律案です。他の法律とは全く異なる国の最高法規についての是非を問う法案の公聴会を、このような拙速なやり方で行うことに、一国民としてまず異議を唱えたいと思います。

そして、有意義な公述をさせていただくためには、もっと準備する時間が必要です。私は、三日前の4月2日に公述人に決まったという通知をいただきました。あわてました。一昨日4月3日に憲法調査会事務局からこれまでの審議録や法案など5センチくらいの厚みの、凡そお米5\*。位はあるかと思われる膨大な資料が届きました。その資料を限なく目を通すには最低でも10日は必要かと思えます。

もっと余裕をもって公募し、もっと前もって結果通知をお知らせいただき、資料ももっと事前送っていただき、公述の準備をする時間をもっと作ってくださることを切にお願いいたします。

そのような中でも今回の法案に関心があり今回応募された方は124人に登ると聞いております。

そのうち本日は8名の意見を聴取されるとのことですが、残りの116名の人たちはどのような意見をお持ちなのでしょう。ぜひこれらの人々のお考えもお聞きになって参考にさせていただくことを強くお願いいたします。

それから、大阪と新潟で地方公聴会をされたそうですが、他の都道府県でも公聴会をしてくださいますようお願いいたします。各地にも、私と同様に憲法に関心があり国民投票法案の公聴会に応募したいと考える人はいるはず。今回の公聴会も公募から実施まで、とても短い時間で行われましたので、地方の人たちが東京の公聴会に参加するために上京することは、まず無理だっただと思います。国民投票も改憲問題も全国の国民に大きな影響を及ぼすものです。東京だけでなく全国各地の人々の意見をもっと聞いてくださいますようお願いいたします。

## 2、二番目に法案の中身について意見を申し上げます。

「国民の過半数」の要件についてですが、「有効投票数の過半数」では、国民の多数意見が本当に反映されているとは思えないと、誰もが口々にいっております。私たちが学習し、今回配布しました資料に日本国憲法のほぼ土台となった、昭和20年12月27日、新聞発表の在野の憲法研究会 NHK の初代会長高野岩三郎氏を中心とする憲法草案要綱があります。その補則に「国民請願に基づき国民投票を以て憲法改正を決する場合は有権者の過半数を得る」と記してあります。ですから、私は有効投票の過半数という表現ではなく、国民にこぞって投票してもらい有権者の過半数と明記する事を強く訴えます。

又、「現憲法は GHQ によって作られた、だから日本人の手によって作り直さなければならぬ」と安倍首相は言われます。しかしこの草案要綱は、この日に新聞に発表され、直ちに時の政府と GHQ に提出されました。民間の憲法研究者によって原案は作られ、一挙に憲法制定に拍車がかかり、11月3日に発布、翌年の5月3日に施行されたのです。(現憲法制定に至る経過は

同じく配布しました映画「日本の青空」のパンフに記されておりますので、どうぞ委員の先生方もこの映画をご覧になっていただき、現憲法の事の起こりを再確認いただくことを申し添えます)

3、次に憲法改正の是非、両論に関する広報、宣伝についてですが、厳正に公正・公平さを十分に考慮した制度でなければならないと思います。テレビ、ラジオには多額の資金が必要です。テレビコマーシャルはどうしても扇動的になります。委員の皆様には熟慮、慎重審議をお願いします。「お金で憲法を買った」といわれかねない事態だけは避けて下さい。そのためにどのような対策がとれるかについて、十分な議論がされているとは思えません。どうかこの点をもっと審議してくださいようお願いいたします。

4、さらに約500万人もの公務員や教育者について、国民投票へ向けての運動・発言の制限が議論されていますが、このような規制をしようとするに非常に驚きを感じます。国で地方で毎日行政の遂行に励まれている公務員の皆さんは最も憲法を熟知し、各種法律の実施をされております。このような方々に憲法改正の是非を聞けないのはまさしく勿体無いと思います。公務員がその権限を濫用して自らの考えを浸透させるような事はもとより許されるべきではありません。しかし、そのような公務員による権限濫用の危険は、個々の公務員の運動ではなく、法律案や改憲案を提出する場合にこそ、潜んでいるのではないのでしょうか。個々の公務員は憲法第99条に憲法を尊重し擁護する義務がある、と記されているのですから、これらの公務員の運動を規制することは、憲法99条に反するのではないのでしょうか。

5、最後にこの法案では最低限の定めるべき取り決めが明示されておられません。憲法改正について国民は一括で判断するのか、条文ごとに判断するのかの定めが、曖昧であることです。法案では「憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行う」としかならず、何が関連する事項なのか基準が良くわかりません。これは基本的要素と思います。

「後で適当に定めればよし」という安易な姿勢の法案なのでしょうか？この一点だけでもこの法案は未熟に思えるのですが、又、もう十分に審議しつくしたと言われるかもしれませんが、与党案、民主党案が出揃ってから未だ1年です。この国民投票案は最高法規に関するものであり、私達国民にとって最重要法案です。審議のし過ぎということは絶対にありません。憲法のどの条文もとても大切です。一つ一つを吟味して個別に賛否を投票できるようにしなければならないと思います。

どうか委員の先生方、歴史的に評価されるこの最高法規に関わる法案について、全国津々浦々の国民の声を聴き、世界中からも歴史的な評価を得られることを祈念して、私の公述とさせていただきます。ご清聴有難うございました。

2007年4月4日

公述人 田辺 初枝